

公務上死亡災害の発生状況

(令和2年度認定分)

令和4年2月

地方公務員災害補償基金

ま え が き

この報告書は、令和2年度に認定された常勤地方公務員の公務災害のうち、公務上の災害による死亡事案について、その発生状況を調査、集計したものです。

令和2年度に公務上の災害として認定された件数は24,440件で、このうち死亡事案に係るものは46件（人）でした。なお、当該死亡事案に係るものの件数は、この調査が開始された昭和48年度から52年度まで及び昭和55年度においては、100件（人）を超えていましたが、それ以降は概ね減少傾向にあり、東日本大震災による死亡事案を除けば、近年では30～40件（人）前後で推移している状況です。

この報告書が、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用され、少しでも公務災害の減少に結びつくとともに、執務の参考となれば幸いです。

なお、調査にあたり御協力いただいた地方公務員災害補償基金各支部等の関係各位に対し、厚く御礼を申し上げる次第です。

令和4年2月

地方公務員災害補償基金
理事長 小池 裕昭

目 次

第 1	公務上死亡災害発生状況の概要	1
1	概要	1
2	地方公共団体の区分別公務上死亡者の状況	3
3	職員区分別公務上死亡者の状況	4
4	年齢段階別公務上死亡者の状況	6
5	事故の型別公務上死亡者の状況	7
6	起因物別公務上死亡者の状況	9
7	認定事由別公務上死亡者の状況	11
8	交通事故による公務上死亡災害の状況	14
9	特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況	16
第 2	公務上死亡災害発生事例	17
1	交通事故による死亡事例	18
2	その他の死亡事例	18
(1)	過重労働による被災	18
(2)	石綿ばく露による被災	21
(3)	その他の被災	22
第 3	統計表	25
	分類項目区分	35

第1 公務上死亡災害発生状況の概要

第1 公務上死亡災害発生状況の概要

1 概 要

本調査は、令和2年度中に公務上の災害と認定された死亡事案を対象として実施したものである。

調査は公務災害のみを対象としており通勤災害は含まないが、通勤途上の交通事故等による死亡事案であっても、公務災害として認定されたものは調査対象としている。

調査の結果、令和2年度認定分の公務上死亡者数は46人で、性別では男性42人、女性4人であった。

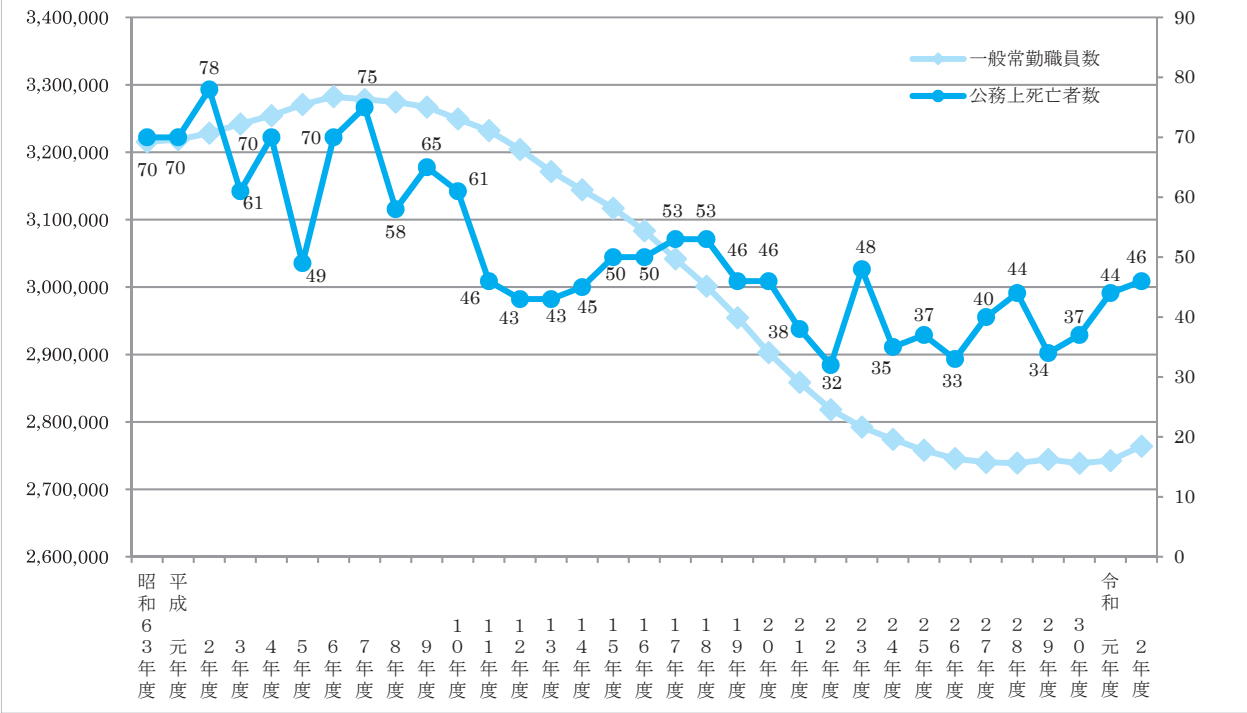
東日本大震災に起因する死亡者数を除けば、平成23年度以降は30～40人前後で推移している。

表1 男女別公務上死亡者数の推移（過去10年間） (人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男	44(197)	33(7)	33(1)	31(2)	37(1)	42(1)	29(1)	34(0)	43(0)	42(0)
女	4(69)	2(9)	4(0)	2(0)	3(0)	2(0)	5(0)	3(0)	1(0)	4(0)
計	48(266)	35(16)	37(1)	33(2)	40(1)	44(1)	34(1)	37(0)	44(0)	46(0)

(注) カッコ内の数字は、東日本大震災に起因する公務上死亡者数（外数）である。

図1 一般常勤職員数及び公務上死亡者数の推移 (人)



(注1) 一般常勤職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

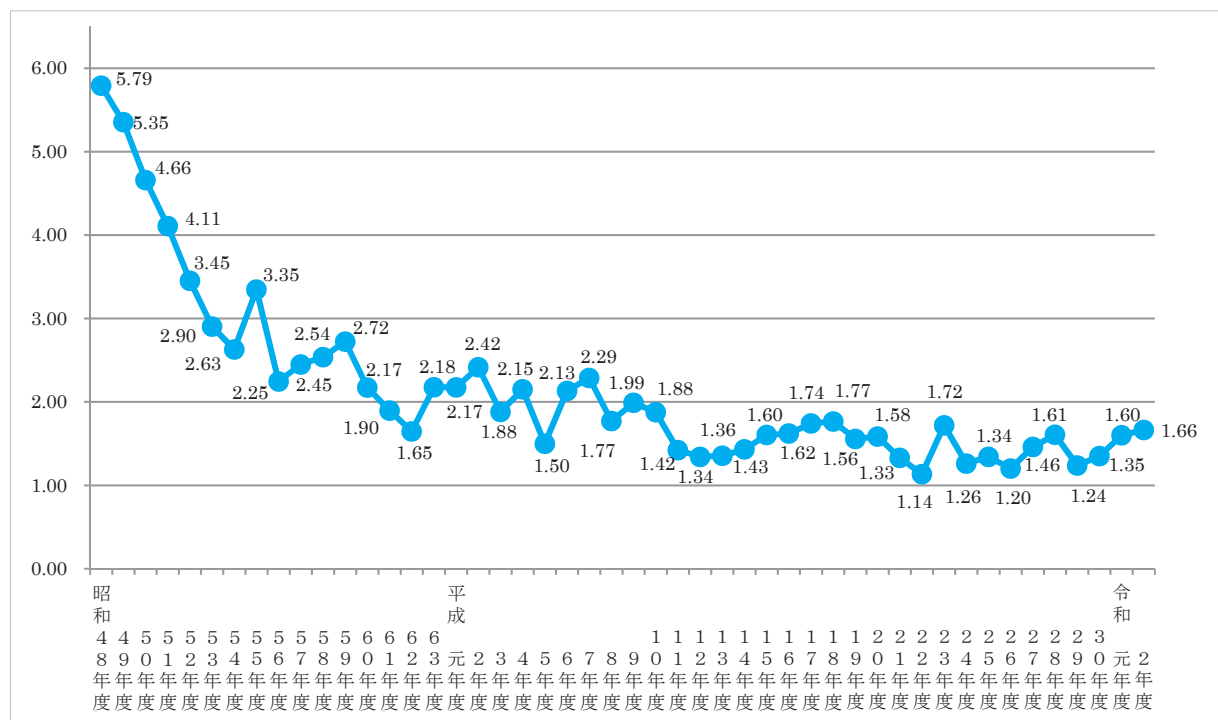
(注2) 各表の死亡者数は、特に記載がない限り、東日本大震災に起因する事案を除いている。

職員10万人当たりの公務災害死亡率は、昭和48年度には5.79人であったが年々低下を続け、その間若干の増減はあるものの平成8年度以降は1人台で推移している。

(第3 統計表 第1表「公務上死亡災害発生状況の推移」参照)

図2 公務上死亡者数10万人率の推移

(人)



2 地方公共団体の区分別公務上死亡者の状況

令和2年度認定分の公務上死亡者数を地方公共団体の区分別にみると、「都道府県」及び「市・特別区」がそれぞれ14人で全体の30.4%を占め、次いで「指定都市」及び「町村」の7人（15.2%）などの順となっている。

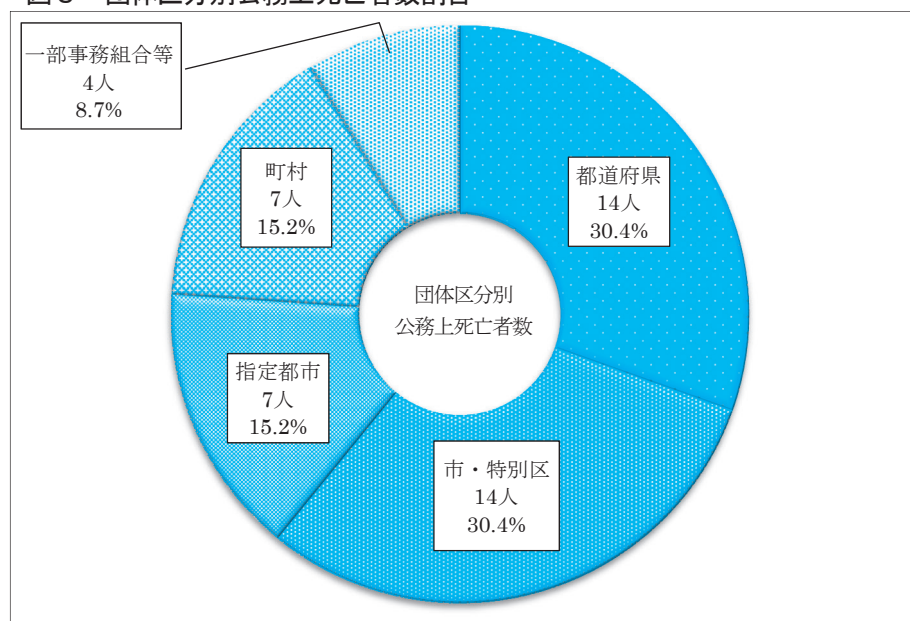
（第3 統計表 第2表「支部別・団体区分別公務上死亡者数」参照）

表2 団体区分別公務上死亡者数 (人)

区分	対象団体数	公務上死亡者数
都 道 府 県	47	14
市 ・ 特 別 区	795	14
指 定 都 市	20	7
町 村	926	7
一 部 事 務 組 合 等	1,474	4
合 計	3,262	46

（注）対象団体数は、総務省「市町村数の推移表（詳細版）」等による。

図3 団体区分別公務上死亡者数割合



（注）各図表中における構成比の数値は、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

表3 団体区分別公務上死亡者数の推移（過去5年間） (人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
都 道 府 県	26	17	16	25	14
市 ・ 特 別 区	5	10	7	7	14
指 定 都 市	10	3	2	5	7
町 村	-	2	2	4	7
一 部 事 務 組 合 等	3	2	10	3	4
合 計	44	34	37	44	46

3 職員区分別公務上死亡者の状況

令和2年度認定分の公務上死亡者数を職員区分別（職員区分の説明等については、35ページ参照）にみると、「その他の職員」の21人（45.7%）が最も多く、次いで「消防職員」の8人（17.4%）、「義務教育学校職員」及び「警察職員」の6人（13.0%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「その他の職員」が6人増、「消防職員」が4人増、「警察職員」及び「清掃事業職員」が2人増となっており、このほかは同数又は減少している。

表4 職員区分別公務上死亡者数の推移（過去5年間） (人)

職員区分	認定年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和2年度		
						前年度増減	構成比	
義務教育学校職員		6	7	3	6	6	-	13.0%
義務教育学校職員以外の教育職員		2	2	2	9	3	- 6	6.5%
警 察 職 員		6	5	9	4	6	2	13.0%
消 防 職 員		17	5	10	4	8	4	17.4%
電気・ガス・水道事業職員		1	2	2	3	-	- 3	-
運 輸 事 業 職 員		2	1	1	3	-	- 3	-
清 掃 事 業 職 員		2	-	2	-	2	2	4.3%
船 員		-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 職 員		8	12	8	15	21	6	45.7%
合 計		44	34	37	44	46	2	100.0%

公務上死亡者の死亡原因を傷病区分別にみると、「疾病による死亡」の33人（71.7%）が最も多く、「公務上の負傷」は10人（21.7%）、「公務上の負傷又は疾病によらないその他の死亡（以下「その他の死亡」という。）」は3人（6.5%）となっている。

図4 傷病区分別公務上死亡者数割合

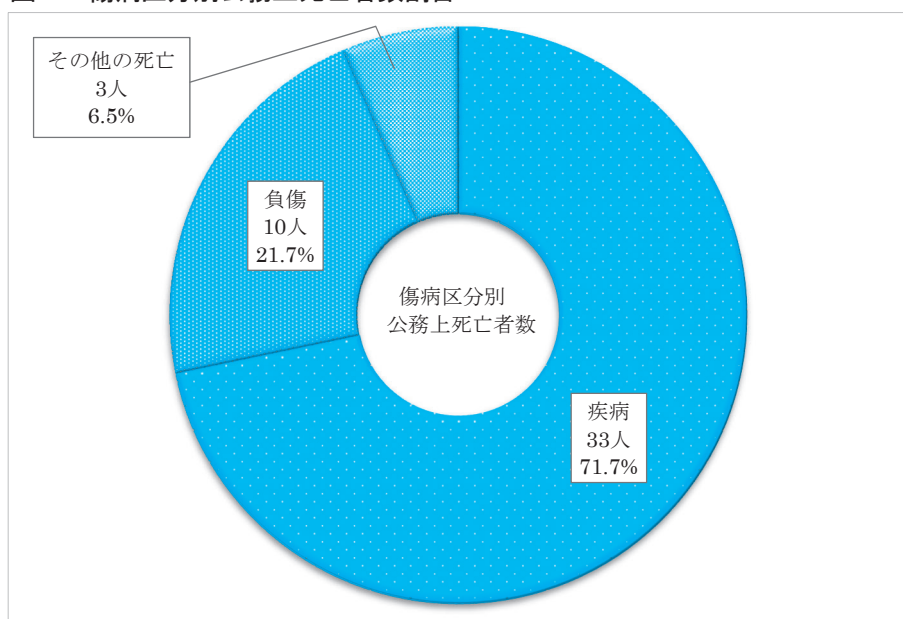


表5 職員区分別・傷病区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	傷病区分		負傷		疾病		その他の死亡		合計	
			構成比		構成比		構成比		構成比	
義務教育学校職員	2	20.0%	4	12.1%	-	-	6	13.0%		
義務教育学校職員以外の教育職員	-	-	3	9.1%	-	-	3	6.5%		
警察職員	2	20.0%	4	12.1%	-	-	6	13.0%		
消防職員	3	30.0%	4	12.1%	1	33.3%	8	17.4%		
電気・ガス・水道事業職員	-	-	-	-	-	-	-	-		
運輸事業職員	-	-	-	-	-	-	-	-		
清掃事業職員	1	10.0%	1	3.0%	-	-	2	4.3%		
船	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他の職員	2	20.0%	17	51.5%	2	66.7%	21	45.7%		
合 計	10	100.0%	33	100.0%	3	100.0%	46	100.0%		

負傷による公務上死亡者10人の職員区分の内訳をみると、「消防職員」の3人(30.0%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員」、「警察職員」及び「その他の職員」の2人(20.0%)、「清掃事業職員」の1人(10.0%)の順であった。

疾病による公務上死亡者33人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」の17人(51.5%)が最も多く、次いで「義務教育学校職員」、「警察職員」及び「消防職員」のそれぞれ4人(12.1%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の3人(9.1%)、「清掃事業職員」の1人(3.0%)の順であった。

その他の死亡による公務上死亡者は、「その他の職員」が2人(66.7%)、「消防職員」が1人(33.3%)であった。

(第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照)

4 年齢段階別公務上死亡者の状況

令和2年度認定分の公務上死亡者数を災害発生時の年齢段階別にみると、40歳台が11人（23.9%）で最も多く、次いで50歳台及び60歳以上がそれぞれ10人（21.7%）、30歳台が9人（19.6%）、20歳台が5人（10.9%）、19歳以下が1人（2.2%）の順となっている。

表6 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数 (人)

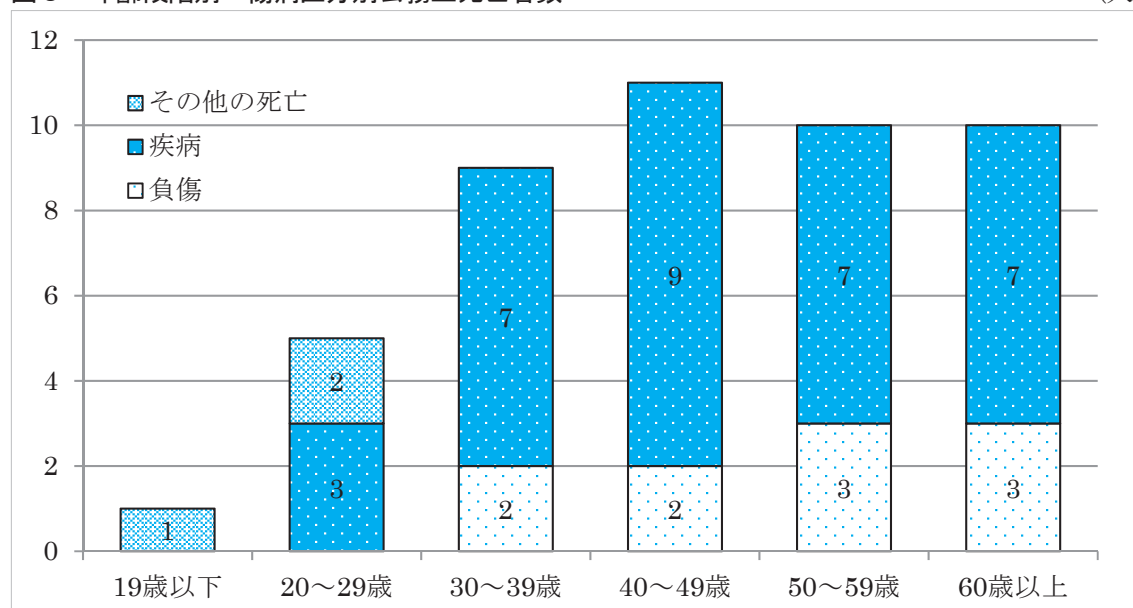
年齢段階	負傷		疾病		その他の死亡		合計	
		構成比		構成比		構成比		構成比
19歳以下	-	-	-	-	1	33.3%	1	2.2%
20～29歳	-	-	3	9.1%	2	66.7%	5	10.9%
30～39歳	2	20.0%	7	21.2%	-	-	9	19.6%
40～49歳	2	20.0%	9	27.3%	-	-	11	23.9%
50～59歳	3	30.0%	7	21.2%	-	-	10	21.7%
60歳以上	3	30.0%	7	21.2%	-	-	10	21.7%
計	10	100.0%	33	100.0%	3	100.0%	46	100.0%

死亡原因を年齢段階別にみると、負傷による死亡では、50歳台及び60歳以上のそれぞれ3人で全体の30.0%を占め、次いで30歳台及び40歳台のそれぞれ2人（20.0%）の順であった。

疾病による死亡では、40歳台の9人（27.3%）が最も多く、次いで30歳台、50歳台及び60歳以上のそれぞれ7人（21.2%）、20歳台の3人（9.1%）の順であった。

その他の死亡は、20歳台が2人（66.7%）、19歳以下が1人（33.3%）であった。
（第3 統計表 第4表「年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

図5 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数 (人)



5 事故の型別公務上死亡者の状況

令和2年度認定分の公務上死亡者数を事故の型別（事故の型の説明等については、35～36ページを参照）にみると、「その他」の29人（63.0%）が最も多く、次いで「墜落・転落」の5人（10.9%）、「火災」及び「交通事故」のそれぞれ4人（8.7%）、「有害物等との接触」の3人（6.5%）などの順となっている。

なお、「墜落・転落」による公務上死亡者5人の職員区分の内訳をみると、「その他の職員」が4人（80.0%）、「義務教育学校職員」が1人（20.0%）であった。

（第3 統計表 第5表「事故の型別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

表7 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数（上位のみ・「その他」を除く）（人）

事故の型	合計	職員区分	内訳
墜落・転落	5	その他の職員	4
		義務教育学校職員	1
火災	4	消防職員	3
		警察職員	1
交通事故	4	義務教育学校職員	2
		警察職員	1
		清掃事業職員	1
有害物等との接触	3	義務教育学校職員以外の教育職員	1
		消防職員	1
		その他の職員	1

図6 事故の型別公務上死亡者数割合

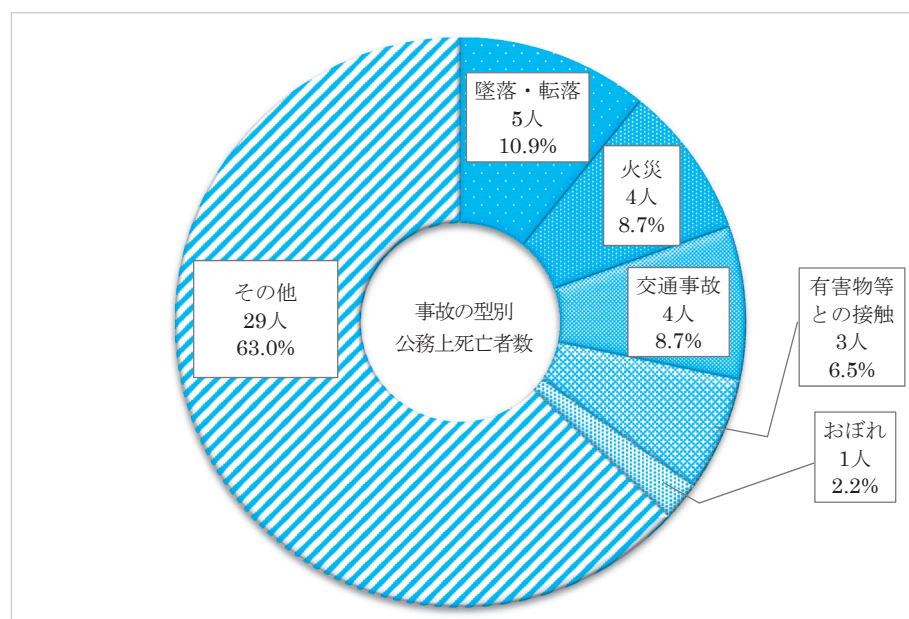


表8 事故の型別公務上死亡者数の推移（過去5年間・降順）

(人)

認定年度 事故の型	平 成	平 成	平 成	令 和	令 和	合 計	
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度		構成比
墜 落 ・ 転 落	14	7	11	9	5	46	22.4%
有 害 物 等 と の 接 触	5	3	2	5	3	18	8.8%
交 通 事 故	2	2	7	2	4	17	8.3%
火 災	-	1	2	-	4	7	3.4%
お ぼ れ	1	2	-	1	1	5	2.4%
高温・低温の物との接触	1	1	1	-	-	3	1.5%
故 意 の 加 害 行 為	-	-	2	1	-	3	1.5%
転 倒	-	-	1	-	-	1	0.5%
激 突	-	1	-	-	-	1	0.5%
はさまれ・巻き込まれ	-	1	-	-	-	1	0.5%
そ の 他	21	16	11	26	29	103	50.2%
合 計	44	34	37	44	46	205	100.0%

過去5年間の合計を事故の型別にみると、「その他」を除くと「墜落・転落」の46人（22.4%）が最も多く、次いで「有害物等との接触」の18人（8.8%）、「交通事故」の17人（8.3%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「その他」を除くと「火災」が4人増、「交通事故」が2人増となっており、このほかは同数又は減少であった。

6 起因物別公務上死亡者の状況

令和2年度認定分の公務上死亡者数を起因物別（起因物の説明等については37～39ページ参照）にみると、「起因物なし」が18人（39.1％）で最も多く、次いで「その他の起因物」の10人（21.7％）、「環境等」の6人（13.0％）などの順となっている。

（第3 統計表 第6表「起因物別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

図7 起因物別公務上死亡者数割合

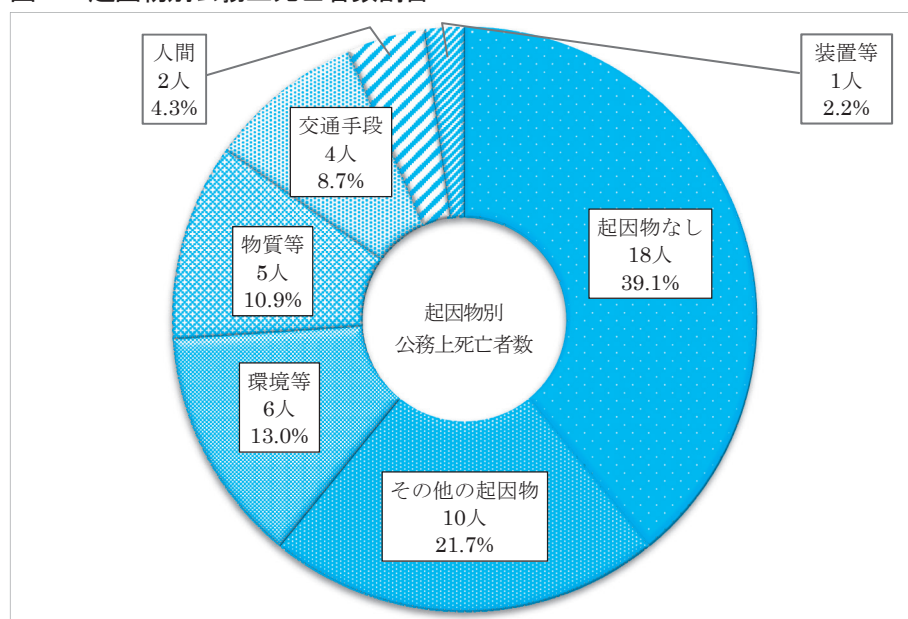


表9 起因物別公務上死亡者数の推移（過去5年間）

（人）

起因物	認定年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	
								構成比
交通手段		2	3	6	1	4	16	7.8%
装置等		-	1	3	-	1	5	2.4%
仮設物、建築物、構築物等		3	3	-	6	-	12	5.9%
物質等		8	3	5	6	5	27	13.2%
環境等		1	6	7	4	6	24	11.7%
人間		1	-	3	1	2	7	3.4%
その他の起因物		16	8	10	15	10	59	28.8%
起因物なし		13	10	3	11	18	55	26.8%
合計		44	34	37	44	46	205	100.0%

過去5年間の合計を起因物別にみると、「その他の起因物」の59人（28.8%）が最も多く、次いで「起因物なし」の55人（26.8%）、「物質等」の27人（13.2%）、「環境等」の24人（11.7%）などの順となっている。

また、前年度と比較すると、「起因物なし」が7人増、「交通手段」が3人増、「環境等」が2人増、「装置等」及び「人間」がそれぞれ1人増で、このほかは同数又は減少であった。

7 認定事由別公務上死亡者の状況

令和2年度認定分の公務上死亡者数を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」が7人（15.2％）で最も多く、次いで「出張中又は赴任途上」の2人（4.3％）、「出退勤途上（公務上のもの）」の1人（2.2％）の順となっている。

また、疾病については、「精神疾患」が17人（37.0％）で最も多く、次いで「職業病」の6人（13.0％）、「心疾患」の5人（10.9％）などの順となっている。

（第3 統計表 第7表「認定事由別・職員区分別公務上死亡者数」参照）

表10 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数 (人)

認定事由		合 計		職員区分	内 訳	
			構成比			構成比
負傷	自 己 の 職 務 遂 行 中	7	15.2%	義 務 教 育 学 校 職 員	1	2.2%
				警 察 職 員	2	4.3%
				消 防 職 員	3	6.5%
				清 掃 事 業 職 員	1	2.2%
	出張中又は赴任途上	2	4.3%	そ の 他 の 職 員	2	4.3%
	出退勤途上（公務上のもの）	1	2.2%	義 務 教 育 学 校 職 員	1	2.2%
疾病	公務上の負傷による疾病	1	2.2%	義 務 教 育 学 校 職 員	1	2.2%
	職 業 病	6	13.0%	義務教育学校職員以外の教育職員	1	2.2%
				消 防 職 員	1	2.2%
				そ の 他 の 職 員	4	8.7%
	脳 疾 患	4	8.7%	義 務 教 育 学 校 職 員	2	4.3%
				そ の 他 の 職 員	2	4.3%
	心 疾 患	5	10.9%	消 防 職 員	1	2.2%
				そ の 他 の 職 員	4	8.7%
	精 神 疾 患	17	37.0%	義 務 教 育 学 校 職 員	1	2.2%
				義務教育学校職員以外の教育職員	2	4.3%
				警 察 職 員	4	8.7%
				消 防 職 員	2	4.3%
				清 掃 事 業 職 員	1	2.2%
				そ の 他 の 職 員	7	15.2%
そ の 他 の 死 亡		3	6.5%	消 防 職 員	1	2.2%
				そ の 他 の 職 員	2	4.3%

図8 認定事由別公務上死亡者数割合（負傷）

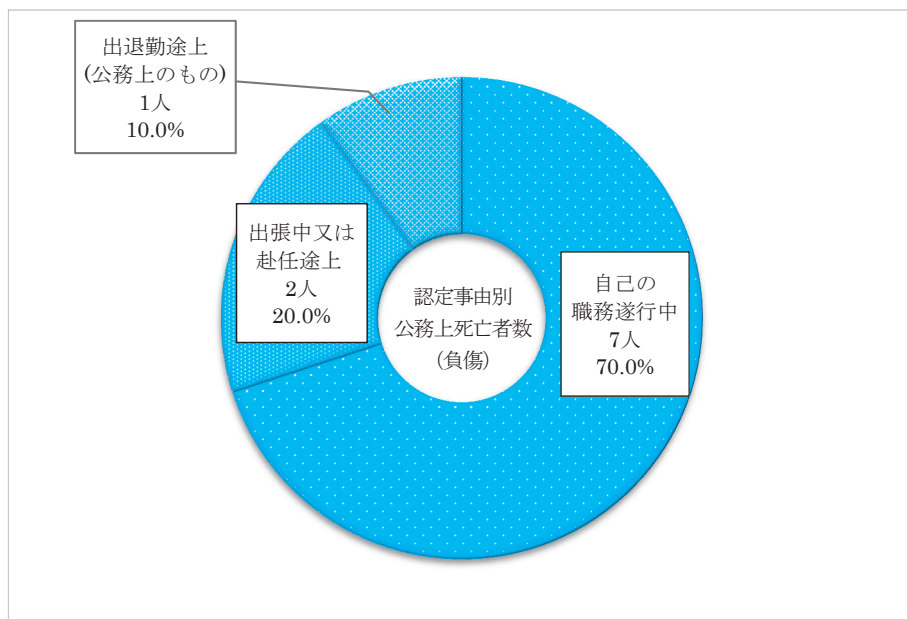


図9 認定事由別公務上死亡者数割合（疾病）

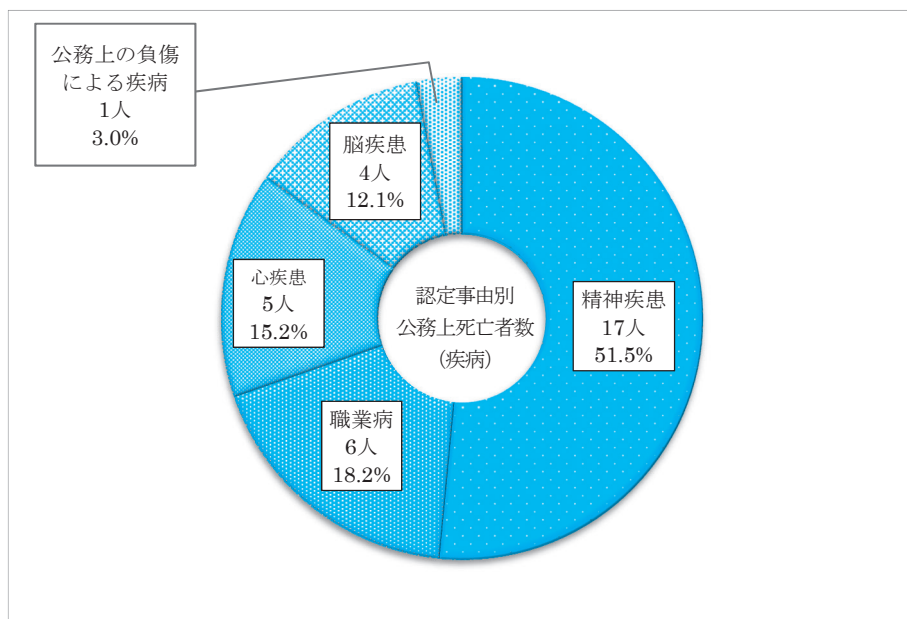


表 1 1 認定事由別公務上死亡者数の推移(過去 5 年間)

(人)

認定事由		認定年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	合計	
									構成比
負傷	自己の職務遂行中		2	7	13	5	7	34	16.6%
	訓練中		9	-	-	-	-	9	4.4%
	担当外の職務遂行中		-	-	1	-	-	1	0.5%
	出張中又は赴任途上		1	3	1	1	2	8	3.9%
	出退勤途上(公務上のもの)		2	-	1	2	1	6	2.9%
	職務遂行に伴う怨恨		-	-	-	1	-	1	0.5%
	計		14	10	16	9	10	59	28.8%
疾病	公務上の負傷による疾病		-	-	-	-	1	1	0.5%
	職業病		5	1	1	2	6	15	7.3%
	脳疾患		4	2	3	2	4	15	7.3%
	心疾患		4	3	2	8	5	22	10.7%
	精神疾患		10	12	2	17	17	58	28.3%
	その他公務 起因性の明らかな疾病	呼吸器疾患	5	-	-	-	-	5	2.4%
		胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	-	2	-	2	-	4	2.0%
		その他	-	-	3	3	-	6	2.9%
	計		28	20	11	34	33	126	61.5%
その他の死亡			2	4	10	1	3	20	9.8%
合計			44	34	37	44	46	205	100.0%

過去 5 年間の合計を認定事由別にみると、負傷については、「自己の職務遂行中」の 34 人(16.6%)が最も多く、次いで「訓練中」の 9 人(4.4%)、「出張中又は赴任途上」の 8 人(3.9%)などの順となっている。

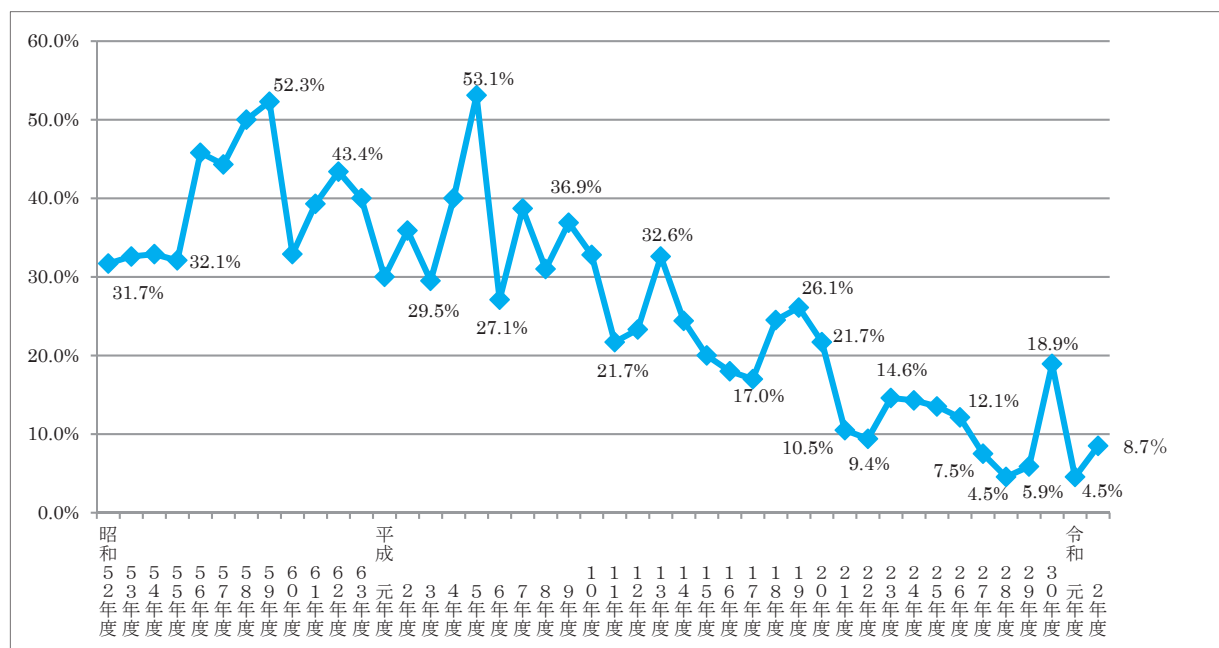
疾病については、「精神疾患」の 58 人(28.3%)が最も多く、次いで「心疾患」の 22 人(10.7%)、「職業病」及び「脳疾患」のそれぞれ 15 人(7.3%)などの順となっている。

また、前年度と比較すると、負傷については、「自己の職務遂行中」が 2 人増、「出張中又は赴任途上」が 1 人増で、このほかは同数又は減少であった。疾病については、「職業病」が 4 人増、「脳疾患」が 2 人増、「公務上の負傷による疾病」が 1 人増で、このほかは同数又は減少であった。

8 交通事故による公務上死亡災害の状況

東日本大震災に起因する事案を除く交通事故による公務上死亡者数の全体に占める割合は、昭和50年代から30～50％台で推移していたが、平成5年度の53.1％をピークにして、その後多少の増減はあるものの減少傾向にあるが、令和2年度は増加している。

図10 交通事故による公務上死亡者数割合の推移

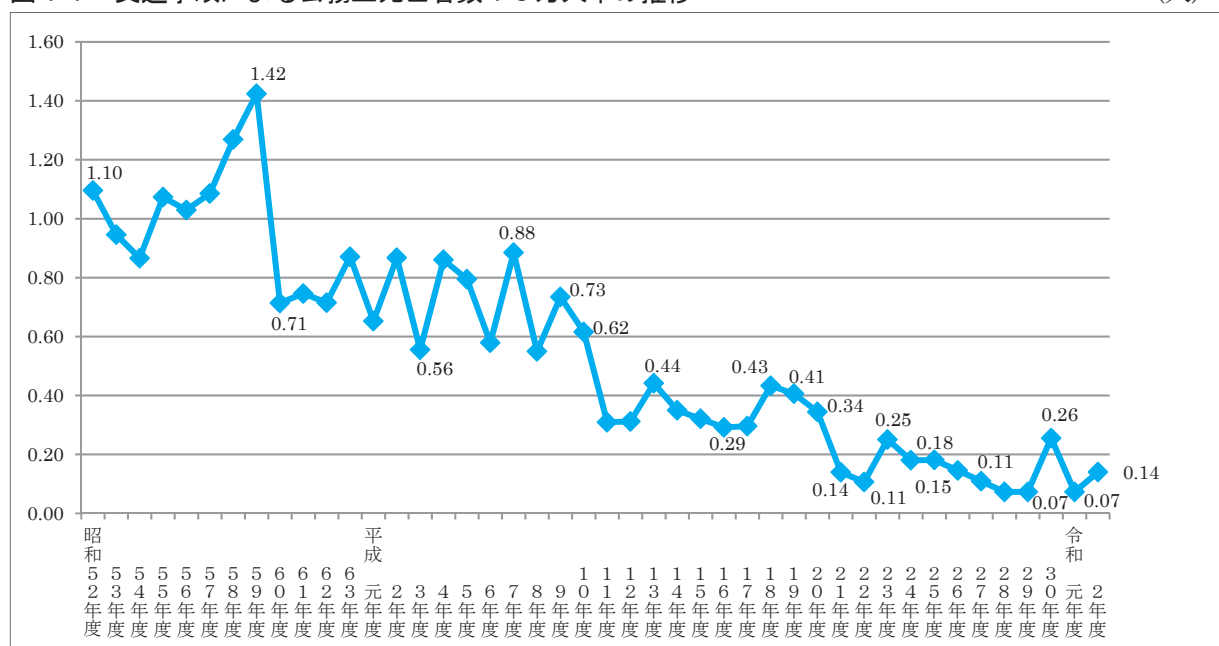


職員10万人当たりの交通事故による公務災害死亡率は、昭和59年度の1.42人をピークにして、その後多少の増減はあるものの減少傾向にあるが、令和2年度は増加している。

(第3 統計表 第8表「交通事故による公務上死亡者数」参照)

図11 交通事故による公務上死亡者数10万人率の推移

(人)



令和2年度の交通事故による公務上死亡者4人を職員区分別にみると、「義務教育学校職員」が2人、「警察職員」及び「清掃事業職員」のそれぞれ1人となっている。

また、勤務態様別では「出張中」が2人、「職務遂行中」及び「通勤途上」のそれぞれ1人となっている。

(第3 統計表 第9表「職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数」参照)

図12 職員区分別交通事故による死亡者数割合

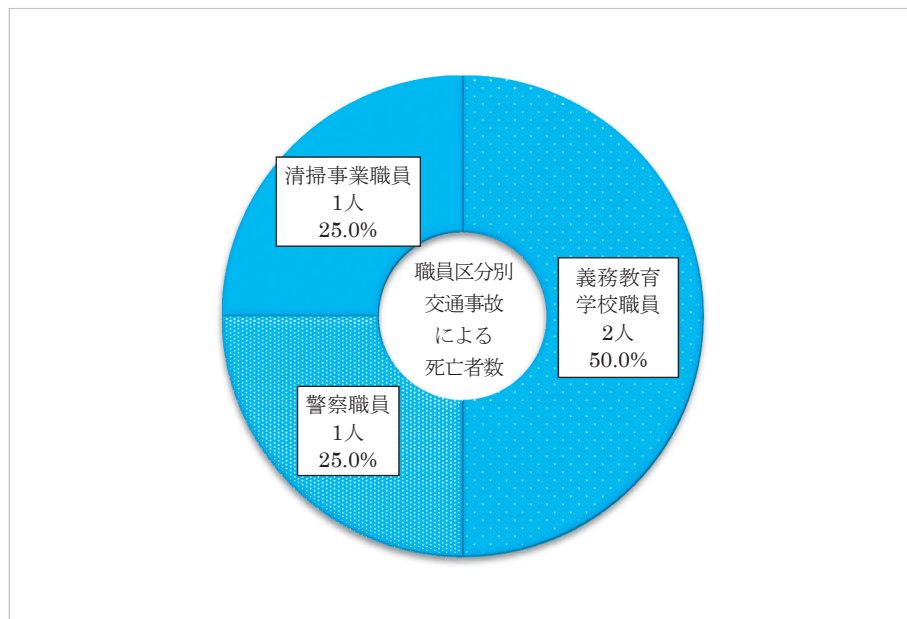
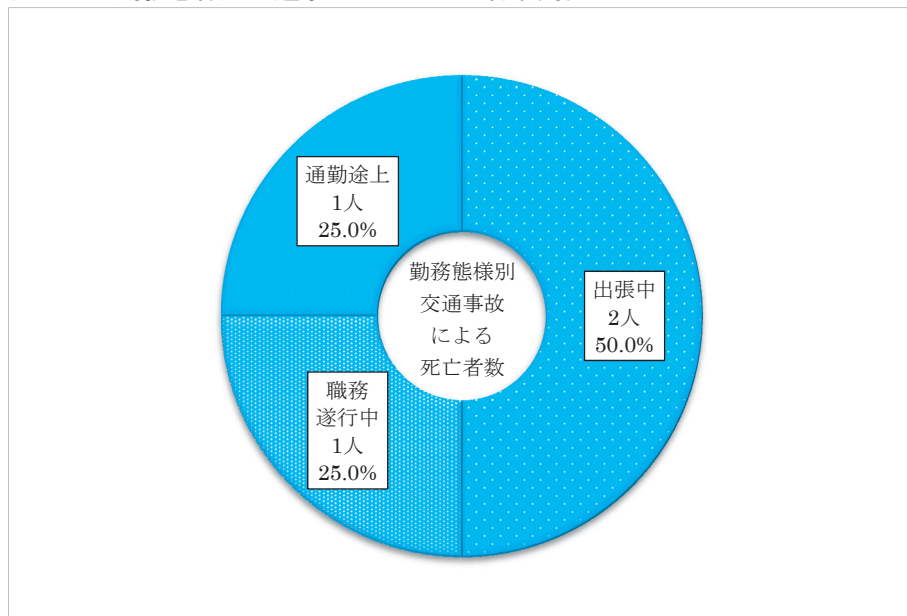


図13 勤務態様別交通事故による死亡者数割合



9 特殊公務災害に該当した公務上死亡災害の状況

令和2年度中に認定された公務上死亡災害のうち、地方公務員災害補償法第46条(注)に規定する特殊公務災害に該当する事例は「警察職員」の1人であった。

表12 特殊公務災害に該当した公務上死亡者数の推移（過去5年間） (人)

職員区分 \ 認定年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	合計
警察職員	-	-	4	-	1	5
消防職員	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	4	-	1	5

(注) 地方公務員災害補償法第46条 警察職員、消防職員その他の職務内容の特殊な職員で政令で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の政令で定める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合（以下略）

第2 公務上死亡災害発生事例

凡 例

- 1 本資料の掲載事例は、令和2年度に認定された公務上の負傷等による死亡災害の具体的な発生状況について記述したものであり、今後の公務災害防止に向けた取り組みにおいて活用されることを目的としている。

なお、事例の内容については、地方公務員災害補償基金支部から提供された資料を基に、重複事例等を除き適宜加筆・修正している。

- 2 事例は「交通事故による死亡事例」及び「その他の死亡事例」に分類し、さらに後者は「過重労働による被災」、「石綿ばく露による被災」及び「その他の被災」に分類している。

- 3 事例番号とそれに続く見出しの次に以下の項目を掲げている。

- (1) 被災職員の所属地方公共団体の区分

地方公共団体は、「都道府県」、「市町村等」及び「一部事務組合等」の区分により表示している。なお、市区町村立学校の県費負担教職員は、都道府県の職員として扱っている。

- (2) 職員の区分

職員区分の説明等については35ページ参照。

- (3) 死亡年齢

- (4) 災害発生年月

- (5) 傷病名

複数の傷病名がある場合においては、原則として傷病名の全部を記載することとし、死亡の有力な原因として傷病名の一部を特定できるときは、その一部の傷病名としている。

第2 公務上死亡災害発生事例

1 交通事故による死亡事例

【事例1】自動二輪車で帰宅中、信号のない交差点で右折してきた乗用車に衝突した

【事例2】自宅にトラクターを取りに行き、所属校へ戻る途中、麦畑に落下した

2 その他の死亡事例

(1) 過重労働による被災

【事例3】めまい、しびれ等の症状があり救急搬送され手術を受けたが、退院後死亡した

【事例4】心肺停止状態で倒れているところを発見された

【事例5】夜間診療、外来診療派遣及び当直等により、連続した睡眠が不十分な状態で急性心筋梗塞を発症した

【事例6】日常的に相当の精神的負荷を受けた状態で、業務上のトラブル等により精神疾患を発症した

【事例7】昇任や転勤による職務の変更、長時間勤務や連続勤務により精神疾患を発症した

【事例8】会議での発言中、急に会話が出来なくなり意識をなくして救急搬送された

【事例9】自宅で就寝中に脈と呼吸の確認が取れない状態となり、救急搬送された

(2) 石綿ばく露による被災

【事例10】石綿がむき出しの鉄骨がある天井裏での機材操作によるばく露

【事例11】ボイラー室で勤務していたことによるばく露

【事例12】石綿セメントを使用した配水管の修繕業務によるばく露

(3) その他の被災

【事例13】剪定作業中、バランスを崩して地面に落下し、頭部を打った

【事例14】事業箇所付近の河川内でうつぶせに浮いているのを発見された

【事例15】豪雨災害のため夜間勤務や屋外での業務に従事し、体力が大きく低下していた

1 交通事故による死亡事例

【事例1】自動二輪車で帰宅中、信号のない交差点で右折してきた乗用車に衝突した

団 体 区 分：都道府県 職 員 の 区 分：義務教育学校職員
死 亡 年 齢：30歳台 災害発生年月：令和元年10月
傷 病 名：出血性ショック

(概 要)

被災職員は、午後10時過ぎに職場を離れて帰途につき、自ら運転する自動二輪車で県道を東進中、信号のない交差点で対向車線から右折してきた乗用車の側面に衝突し、出血性ショックにより死亡した。

(安全・衛生対策)

- 1 長時間労働による健康障害防止に向けて在校時間の状況を確認し、時間外勤務時間が月80時間を超える教職員には、産業医との面接指導の希望の有無を確認する。また、管理職との面接指導を行うようにした。
- 2 教職員一人当たりの年次有給休暇取得目標を設定し、教職員が計画的に年次有給休暇を取得できるよう校内でのサポート体制作りに努めるようにした。
- 3 不祥事防止に努めるよう定期的に周知する中で、交通安全指導も行う。安全運転については交通ルールの遵守に努めるように指導した。

【事例2】自宅にトラクターを取りに行き、所属校へ戻る途中、麦畑に落下した

団 体 区 分：都道府県 職 員 の 区 分：義務教育学校職員
死 亡 年 齢：40歳台 災害発生年月：令和2年4月
傷 病 名：緊張性気胸

(概 要)

被災職員の所属校では学習のため畑で野菜を育てているが、固くなった土地を掘り起こすよう校長から命令を受けたため自宅にトラクターを取りに行き、交通量の少ない農道を選んで所属校へ戻る途中、丁字路を左折する際に後輪を取られ横転、トラクターごと麦畑に落下して死亡した。

(安全・衛生対策)

校長会議にて発生状況や経緯について説明をするとともに、校長命令の際はあらゆる可能性を想定し判断を実施するよう指示した。また、よりいっそう安全に留意するよう教職員への注意喚起を行った。

2 その他の死亡事例

(1) 過重労働による被災

【事例3】めまい、しびれ等の症状があり救急搬送され手術を受けたが、退院後死亡した

団 体 区 分：市町村等 職 員 の 区 分：その他の職員
死 亡 年 齢：50歳台 災害発生年月：平成29年3月
傷 病 名：脳幹出血

(概 要)

被災職員は勤務中執務室内においてめまい、左上下肢にしびれ等の症状が出現したことから医療機関に救急搬送されて手術を受けたが、退院後リハビリテーションを継続する中で死亡した。

(安全・衛生対策)

超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進、職場におけるハラスメントの防止等、働きやすい職場環境づくりを推進している。

【事例４】心肺停止状態で倒れているところを発見された

団 体 区 分：	市町村等	職 員 の 区 分：	その他の職員
死 亡 年 齢：	５０歳台	災害発生年月：	平成３０年７月
傷 病 名：	くも膜下出血		

(概 要)

被災職員は被災日の１週間程前から首の後ろの痛みを訴えており、被災日当日も首の後ろの痛みは続いていたようで湿布を貼付していた。同日午後、被災職員が部屋の中で心肺停止状態で倒れているところを発見され、蘇生が開始されたが、死亡した。

(安全・衛生対策)

タイムカードを導入したことにより職員の労働時間の正確な把握に努めるとともに、宿直業務を勤務化したり、年次有給休暇・夏季休暇の取得促進について所属長に周知することで、職員のワークライフバランスを推進し、労働時間の縮減に取り組んだほか、超過勤務の多い職員には所属保健師によるヒアリングを実施することで、職員の健康管理に努めている。

【事例５】夜間診療、外来診療派遣及び当直等により、連続した睡眠が不十分な状態で急性心筋梗塞を発症した

団 体 区 分：	市町村等	職 員 の 区 分：	その他の職員
死 亡 年 齢：	７０歳台	災害発生年月：	平成３１年３月
傷 病 名：	急性心筋梗塞		

(概 要)

被災職員は夜間診療及び外来診療派遣、当直等により常に業務に拘束されていた。また、午前０時から午前４時に病棟からの報告メールに対応するなど、連続した睡眠が不十分な状態である中、心筋梗塞を発症して死亡した。

(安全・衛生対策)

業務に常時拘束され睡眠や休息がとれないような状態とならないよう、オンコール体制の見直し等の対策を行っている。

【事例6】日常的に相当の精神的負荷を受けた状態で、業務上のトラブル等により精神疾患を発症した

団 体 区 分：一部事務組合等 職 員 の 区 分：義務教育学校職員以外の教育職員
死 亡 年 齢：40歳台 災害発生年月：平成27年4月
傷 病 名：縊死

(概 要)

被災職員は責任者としての自身の業務に加え、上司との関係等によって日常的かつ継続的に相当の精神的負荷を受け、疲労が蓄積した状態の中、災害発生直前には立て続けに業務上のトラブルに見舞われるとともに、上司から過大な業務を与えられたことで、強度の精神的負荷を受け精神疾患を発症し、縊死した。

(安全・衛生対策)

教職員に対し、相談窓口を設置し、メンタルヘルス研修を実施するとともに、メンタルヘルスに関する周知（お便り、相談窓口への案内）を行っている。

【事例7】昇任や転勤による職務の変更、長時間勤務や連続勤務により精神疾患を発症した

団 体 区 分：都道府県 職 員 の 区 分：警察職員
死 亡 年 齢：30歳台 災害発生年月：平成26年7月
傷 病 名：縊死

(概 要)

被災職員は巡査部長への昇任や転勤による担当職務の変更に加え、長時間の超過勤務や休みがとれない連続勤務により精神疾患を発症し、縊死した。

(安全・衛生対策)

メンタルヘルス対策として、精神科医による相談窓口及び外部委託による医療機関における相談窓口について、周知している。

【事例8】会議での発言中、急に会話が出来なくなり意識をなくして救急搬送された

団 体 区 分：市町村等 職 員 の 区 分：その他の職員
死 亡 年 齢：40歳台 災害発生年月：令和元年7月
傷 病 名：急性大動脈解離

(概 要)

被災職員は会議での発言中、急に会話が出来なくなり意識をなくして救急搬送され、「急性大動脈解離」により、当日死亡した。

(安全・衛生対策)

長時間勤務者には、業務内容の確認と事務分担の見直しを実施し、超過勤務の抑制に取り組んでいる。また、定時退庁日の徹底や、年次有給休暇の取得を推進し、勤務環境の改善を図っているほか、健康診断の結果に基づく受診勧奨等を徹底し、職員自身の健康意識の向上を推進している。

【事例 9】自宅で就寝中に脈と呼吸の確認が取れない状態となり、救急搬送された

団 体 区 分：市町村等 職 員 の 区 分：その他の職員
死 亡 年 齢：30 歳台 災害発生年月：平成 28 年 6 月
傷 病 名：急性心筋梗塞

（概 要）

被災職員は発症前 1 か月程度、週当たり平均 25 時間以上の超過勤務をしていた。被災前日に家族と就寝。当日早朝、瞳孔が開き、右手を握り、痙攣し、大きな声でうなっていることに気づいた家族が声をかけて頬を叩いたが、脈と呼吸の確認が取れない状態となった。その後、救急車で病院に搬送され、死亡と診断された。

（安全・衛生対策）

近年、職場や業務に対する強いストレスにより精神疾患を発症し、公務災害となる事例が増加していることから、年に 1 度メンタル不調の予防や快適な職場環境の整備、公務災害となり得る疾病の発症防止を図ることを目的として講師を招き、公務災害防止事業を行っている。

（2）石綿ばく露による被災

【事例 10】石綿がむき出しの鉄骨がある天井裏での機材操作によるばく露

団 体 区 分：市町村等 職 員 の 区 分：その他の職員
死 亡 年 齢：70 歳台 災害発生年月：令和元年 7 月
傷 病 名：悪性胸膜中皮腫 胸膜・腹膜播種

（概 要）

被災職員は狭い天井裏でのシーリングスポットライトの角度調節、客電の交換や音響機材の操作業務に従事していた際に、石綿がむき出しになった鉄骨に移動時等に身体がぶつかり、宙に舞った石綿を吸い込んでいた。令和元年春頃から疲れやすく心臓も苦しいので受診したところ、「悪性腹膜中皮腫、胸膜・腹膜播種」と診断され、その後、入院加療を継続していたが、死亡した。

（安全・衛生対策）

当該施設は既に解体されており、その他全ての施設も、石綿使用箇所の点検や作業環境測定を実施した上で、囲い込み等の処理を行い適切に維持管理している。

【事例 11】ボイラー室で勤務していたことによるばく露

団 体 区 分：都道府県 職 員 の 区 分：義務教育学校職員以外の教育職員
死 亡 年 齢：80 歳台 災害発生年月：平成 29 年 6 月
傷 病 名：肺癌

（概 要）

被災職員は石綿が使用されたボイラー室で勤務していた際に、石綿による健康被害を受け、肺癌に罹患し死亡した。

（安全・衛生対策）

現在のボイラーは石綿を使用しておらず、ボイラー以外の石綿についても除去または飛散防止対策済み。

【事例１２】石綿セメントを使用した配水管の修繕業務によるばく露

団 体 区 分：市町村等 職 員 の 区 分：その他の職員
死 亡 年 齢： 70 歳台 災害発生年月： 令和 2 年 3 月
傷 病 名： 胸膜中皮腫

(概 要)

被災職員は石綿セメントを使用した配水管の修繕業務に従事していた際に石綿を大量に吸い込み、胸膜中皮腫に罹患し、死亡した。

(安全・衛生対策)

毎年、過去に石綿を扱う業務に従事していた者に対して健康診断を実施している。

(３) その他の被災

【事例１３】剪定作業中、バランスを崩して地面に落下し、頭部を打った

団 体 区 分：都道府県 職 員 の 区 分：義務教育学校職員
死 亡 年 齢： 60 歳台 災害発生年月： 令和 2 年 5 月
傷 病 名： 蘇生に成功した心停止 転落外傷 頸椎頸髄損傷 くも膜下出血
胸部外傷 左血気胸ショック

(概 要)

被災職員は勤務校のグラウンドで運動部の練習の支障になっているヒマラヤ杉の剪定作業をしていた。剪定脚立の最上部に足をかけ、上方の枝を剪定していたところ、切り残った枝が脚立にあたり、バランスを崩して地面に落下して頭部を打ち、2 日後に死亡した。

(安全・衛生対策)

所属において、県教育委員会通知に基づき、事故の未然防止に努めるよう教職員に周知した。また、市校長研修会で「環境整備場の留意点について」講演を行い、災害発生場所を所管する教育事務所において臨時市町村教育長会議を開催し注意を促した。

【事例１４】事業箇所付近の河川内でうつぶせに浮いているのを発見された

団 体 区 分：市町村等 職 員 の 区 分：その他の職員
死 亡 年 齢： 50 歳台 災害発生年月： 令和元年 10 月
傷 病 名： 脳損傷 肺挫滅

(概 要)

被災職員は同僚に「公共工事の現場確認のため町内を回ってくる」との書置きを残して役場を公用車で出発した後、帰庁・帰宅しなかったため、翌日、警察が搜索したところ、事業箇所付近の河川内でうつぶせに浮いているのを発見され、死亡が確認された。

(安全・衛生対策)

出張が必要な場合は、事前の業務命令により、業務内容、経路、移動手段等を明らかにするとともに、工事現場等での安全対策をこれまで以上に徹底している。

【事例１５】豪雨災害のため夜間勤務や屋外での業務に従事し、体力が大きく低下していた

団 体 区 分： 都道府県

職 員 の 区 分： その他の職員

死 亡 年 齢： １０歳台

災害発生年月： 平成３０年７月

傷 病 名： 不詳

(概 要)

被災職員は豪雨災害のため、夜間勤務や、気温が高い状況下における屋外での業務に従事していたが、金曜日に体調不良で早退し、週明けの月曜日に自宅で死亡している状態で発見された。業務上の負荷により体力が大きく低下していた中で、疾病を発症し、死亡したものと推察される。

(安全・衛生対策)

超過勤務が多い場合には、産業医面談を実施するなど、職員の健康管理に努めている。また、毎年、各所属に対して、特に夏場において職員に体調不良が見られる場合には、屋外業務に従事させないように調整を行うとともに、単身の職員については、声掛けによる体調把握に特に努めるよう指導している。

第3 統 計 表

第3 統計表

(令和2年度認定分)

第1表	公務上死亡災害発生状況の推移	26
第2表	支部別・団体区分別公務上死亡者数	27
第3表	職員区分別・団体区分別公務上死亡者数	28
第4表	年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数	28
第5表	事故の型別・職員区分別公務上死亡者数	29
第6表	起因物別・職員区分別公務上死亡者数	30
第7表	認定事由別・職員区分別公務上死亡者数	31
第8表	交通事故による公務上死亡者数	32
第9表	職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数	33
第10表	傷病部位別・職員区分別公務上死亡者数	33
第11表	傷病発生場所別・傷病区分別公務上死亡者数	33
第12表	職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数	34
第13表	事故の型別・起因物別公務上死亡者数	34

第1表 公務上死亡災害発生状況の推移

	一般常勤職員数（人） （4月1日現在）（A）	公務上死亡者数（人） （B）	公務災害死亡率 （10万人当たり・人） （B）／（A）×100,000	公務災害 認定件数（件）
発 生 年 度				
昭和 48年	2,744,959	159	5.79	33,076
49年	2,857,336	153	5.35	32,312
50年	2,940,066	137	4.66	31,609
51年	2,968,675	122	4.11	32,016
52年	3,012,304	104	3.45	32,227
53年	3,065,674	89	2.90	32,210
54年	3,118,275	82	2.63	32,532
55年	3,167,744	106	3.35	31,986
56年	3,205,718	72	2.25	32,332
57年	3,224,815	79	2.45	32,092
58年	3,231,650	82	2.54	31,603
59年	3,230,740	88	2.72	31,106
60年	3,222,019	70	2.17	32,603
61年	3,217,016	61	1.90	31,293
62年	3,216,930	53	1.65	31,493
認 定 年 度				
平成 63年	3,215,470	70	2.18	28,582
元 年	3,218,752	70	2.17	28,273
2 年	3,228,318	78	2.42	27,804
3 年	3,241,911	61	1.88	28,421
4 年	3,254,291	70	2.15	27,869
5 年	3,270,841	49	1.50	27,604
6 年	3,282,492	70	2.13	27,128
7 年	3,278,332	75	2.29	27,852
8 年	3,274,481	58	1.77	27,734
9 年	3,267,118	65	1.99	27,986
10年	3,249,494	61	1.88	28,223
11年	3,232,153	46	1.42	27,754
12年	3,204,292	43	1.34	28,287
13年	3,171,532	43	1.36	28,922
14年	3,144,323	45	1.43	28,501
15年	3,117,004	50	1.60	29,205
16年	3,083,597	50	1.62	28,849
17年	3,042,122	53	1.74	28,387
18年	3,001,475	53	1.77	28,195
19年	2,954,712	46	1.56	27,346
20年	2,902,843	46	1.58	26,525
21年	2,858,654	38	1.33	25,256
22年	2,818,455	32	1.14	25,186
23年	2,792,448	314	11.24	25,714
24年	2,774,250	51	1.84	25,507
25年	2,757,942	38	1.38	25,542
26年	2,745,644	35	1.27	25,312
27年	2,740,082	41	1.50	24,833
28年	2,739,041	45	1.64	25,358
29年	2,744,438	35	1.28	26,211
30年	2,738,755	37	1.35	26,517
令 和 元 年	2,742,638	44	1.60	26,390
2 年	2,764,094	46	1.66	24,440

（注1） 昭和62年度までは発生年度による死亡者数、昭和63年度からは認定年度による死亡者数である。

（注2） 公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害（死亡）発生状況調査結果の概要」（昭和53年3月）、同「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

（注3） 平成23年度以降の公務上死亡者数には東日本大震災起因のものを含む。

（注4） 一般常勤職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

（注5） 公務災害死亡率（10万人当たり・人）は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第2表 支部別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

国体区分			都道府県	市・特別区	町村	一部事務組合等	合計
支部							
北海道	青森県	岩手県	-	1	2 (1)	1	4 (1)
宮城県	秋田県	山形県	-	-	-	-	- (0)
福島県	茨城県	栃木県	1	1	-	-	2 (0)
群馬県	埼玉県	千葉県	-	-	-	-	- (0)
東京都	神奈川県	新潟県	-	1	-	-	1 (0)
富山県	石川県	福井県	2 (1)	-	-	-	2 (1)
山梨県	長野県	岐阜県	-	1 (1)	-	-	1 (1)
静岡県	愛知県	三重県	-	-	1	-	1 (0)
滋賀県	京都府	大阪府	-	-	-	-	- (0)
奈良県	和歌山県	鳥取県	-	2	-	1	3 (0)
島根県	岡山県	広島県	-	-	-	-	- (0)
山口県	徳島県	香川県	1	1	-	-	2 (0)
愛媛県	高知県	福岡県	-	-	-	-	- (0)
佐賀県	長崎県	熊本県	-	-	-	-	- (0)
大分県	宮崎県	鹿児島県	1	1	1	1	4 (0)
沖縄県	鹿児島県	沖縄県	-	-	-	-	- (0)
札幌市	仙台市	さいたま市	-	1	-	-	1 (0)
横濱市	川崎市	横浜市中区	-	-	-	-	- (0)
相模原市	新潟市	静岡市	-	-	-	-	- (0)
静岡市	浜松市	名古屋市	-	3	-	-	3 (0)
京都市	大阪市	堺市	-	1	-	-	1 (0)
神戸市	岡崎市	広島市	-	-	-	-	- (0)
北九州市	福岡市	熊本市	-	-	-	-	- (0)
熊本市	宮崎市	鹿児島市	-	1 (1)	-	-	1 (1)
計			14 (1)	21 (2)	7 (1)	4 (0)	46 (4)

(注) () 内の数字は女性で、内数である。

第3表 職員区分別・団体区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分別 団体区分	都道府県	指定都市	市・特別区	町村	一部事務 組合等	合計
義務教育学校職員	5	1	-	-	-	6
義務教育学校職員以外の教育職員	1	-	-	1	1	3
警察職員	6	-	-	-	-	6
消防職員	1	4	1	-	2	8
電気・ガス・水道事業職員	-	-	-	-	-	-
運輸事業職員	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	-	-	2	-	-	2
船員	-	-	-	-	-	-
その他の職員	1	2	11	6	1	21
合 計	14	7	14	7	4	46
構 成 比	30.4%	15.2%	30.4%	15.2%	8.7%	100.0%

第4表 年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分別 年齢段階	義務教育学校 職員	義務教育学校 職員以外の教育職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道事業職員	運輸事 業職員	清掃事 業職員	船員	その他の 職員	合計
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
20～29歳	-	-	2	1	-	-	-	-	2	5
30～39歳	1	1	2	2	-	-	-	-	3	9
40～49歳	3	1	1	2	-	-	1	-	3	11
50～59歳	1	-	-	2	-	-	1	-	6	10
60歳以上	1	1	1	1	-	-	-	-	6	10
合 計	6	3	6	8	-	-	2	-	21	46

第5表 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 事故の型	義務教育学校 職員	義務教育学校 職員以外の教育職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道事 業職員	運輸事 業職員	清掃事 業職員	船員	その他 の職員	合計	構成比
墜落・転落	1	-	-	-	-	-	-	-	4	5	10.9%
転倒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激突	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
おぼれ	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.2%
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有害物等との接触	-	1	-	1	-	-	-	-	1	3	6.5%
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火災	-	-	1	3	-	-	-	-	-	4	8.7%
交通事故	2	-	1	-	-	-	1	-	-	4	8.7%
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	3	2	4	3	-	-	1	-	16	29	63.0%
合計	6	3	6	8	-	-	2	-	21	46	100.0%

第6表 起因物別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 起因物		義務教 育学校 職員	義務教 育学校 職員以 外の教 育職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道事 業職員	運輸事 業職員	清掃事 業職員	船員	その他 の職員	合計	構成比
動力 機械	建設用等機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	動力クレーン等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の動力機械	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通 手段	乗用車	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
	バス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉄道車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	バイク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	自転車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	トラック等	-	-	1	-	-	-	1	-	-	2	4.3%
	その他の交通手段	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
	小計	2	-	1	-	-	-	1	-	-	4	8.7%
注射針等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
装置 等	装置、設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人力機械工具等	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
	小計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
仮設物、建築物、構築物等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物質 等	危険物・有害物等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	材料	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
	荷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	石綿	-	1	-	1	-	-	-	-	2	4	8.7%
	小計	-	1	1	1	-	-	-	-	2	5	10.9%
環境 等	地山・岩石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	立木等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.2%
	異常環境等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高温・低温環境等	-	-	1	3	-	-	-	-	-	4	8.7%
	動物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	風雪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.2%
	小計	-	-	1	4	-	-	-	-	1	6	13.0%
人間		1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	4.3%
その他の起因物		1	-	2	-	-	-	-	-	7	10	21.7%
起因物なし		1	2	1	3	-	-	1	-	10	18	39.1%
合計		6	3	6	8	-	-	2	-	21	46	100.0%

第7表 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 認定事由		義務教育学校 職員	義務教育学校 職員以外の教育職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道事 業職員	運輸事 業職員	清掃事 業職員	船員	その他 の職員	合計	構成比
負傷	自己の職務遂行中	1	-	2	3	-	-	1	-	-	7	15.2%
	訓練中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	4.3%
	出退勤途上 (公務上のもの)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
	レクリエーション参加中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	設備の不安全又は 管理上の不注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		2	-	2	3	-	-	1	-	2	10	21.7%
疾病	公務上の負傷による疾病	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
	職業病	-	1	-	1	-	-	-	-	4	6	13.0%
	脳疾患	2	-	-	-	-	-	-	-	2	4	8.7%
	心疾患	-	-	-	1	-	-	-	-	4	5	10.9%
	精神疾患	1	2	4	2	-	-	1	-	7	17	37.0%
	その他公務起因性の 明らかな疾病	呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	4	3	4	4	-	-	1	-	17	33	71.7%
その他の死亡		-	-	-	1	-	-	-	-	2	3	6.5%
合計		6	3	6	8	-	-	2	-	21	46	100.0%

(注) 「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第8表 交通事故による公務上死亡者数

	一般常勤職員数（人） （4月1日現在）（A）	交通事故による 公務上死亡者数 （人・構成比）（B）	公務災害死亡率 （10万人当たり・人） （B）／（A）×100,000
発 生 年 度			
昭 和 5 2 年	3,012,304	33 (31.7%)	1.10
5 3 年	3,065,674	29 (32.6%)	0.95
5 4 年	3,118,275	27 (32.9%)	0.87
5 5 年	3,167,744	34 (32.1%)	1.07
5 6 年	3,205,718	33 (45.8%)	1.03
5 7 年	3,224,815	35 (44.3%)	1.09
5 8 年	3,231,650	41 (50.0%)	1.27
5 9 年	3,230,740	46 (52.3%)	1.42
6 0 年	3,222,019	23 (32.9%)	0.71
6 1 年	3,217,016	24 (39.3%)	0.75
6 2 年	3,216,930	23 (43.4%)	0.71
認 定 年 度			
6 3 年	3,215,470	28 (40.0%)	0.87
平 成 元 年	3,218,752	21 (30.0%)	0.65
2 年	3,228,318	28 (35.9%)	0.87
3 年	3,241,911	18 (29.5%)	0.56
4 年	3,254,291	28 (40.0%)	0.86
5 年	3,270,841	26 (53.1%)	0.79
6 年	3,282,492	19 (27.1%)	0.58
7 年	3,278,332	29 (38.7%)	0.88
8 年	3,274,481	18 (31.0%)	0.55
9 年	3,267,118	24 (36.9%)	0.73
1 0 年	3,249,494	20 (32.8%)	0.62
1 1 年	3,232,153	10 (21.7%)	0.31
1 2 年	3,204,292	10 (23.3%)	0.31
1 3 年	3,171,532	14 (32.6%)	0.44
1 4 年	3,144,323	11 (24.4%)	0.35
1 5 年	3,117,004	10 (20.0%)	0.32
1 6 年	3,083,597	9 (18.0%)	0.29
1 7 年	3,042,122	9 (17.0%)	0.30
1 8 年	3,001,475	13 (24.5%)	0.43
1 9 年	2,954,712	12 (26.1%)	0.41
2 0 年	2,902,843	10 (21.7%)	0.34
2 1 年	2,858,654	4 (10.5%)	0.14
2 2 年	2,818,455	3 (9.4%)	0.11
2 3 年	2,792,448	8 (2.5%)	0.29
2 4 年	2,774,250	5 (9.8%)	0.18
2 5 年	2,757,942	5 (13.2%)	0.18
2 6 年	2,745,644	4 (11.4%)	0.15
2 7 年	2,740,082	3 (7.3%)	0.11
2 8 年	2,739,041	2 (4.4%)	0.07
2 9 年	2,744,438	2 (5.7%)	0.07
3 0 年	2,738,755	7 (18.9%)	0.26
令 和 元 年	2,742,638	2 (4.5%)	0.07
2 年	2,764,094	4 (8.7%)	0.14

(注1) 昭和62年度までは発生年度による死亡者数、昭和63年度からは認定年度による死亡者数である。

(注2) 交通事故による公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版等による。

(注3) 一般常勤職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

(注4) 平成23年度以降の交通事故による公務上死亡者数は東日本大震災起因のものを含む。

(注5) 「交通事故による公務上死亡者数」欄の（ ）書は、全公務上死亡者数に占める交通事故による死亡者数の構成比率である。

(注6) 公務災害死亡率（10万人当たり・人）は、小数点以下第3位を四捨五入して算出した。

第9表 職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数

(人)

職員区分	勤務態様	職務 遂行中	訓練・ 研修中	出張中	宿・日直 勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員		-	-	1	-	1	-	2
義務教育学校職員以外の教育職員		-	-	-	-	-	-	-
警察職員		1	-	-	-	-	-	1
消防職員		-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・水道事業職員		-	-	-	-	-	-	-
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	1	-	-	-	1
船員		-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		-	-	-	-	-	-	-
合計		1	-	2	-	1	-	4

第10表 傷病部位別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分	傷病部位	義務教育学校 職員	義務教育学校 職員以外の教育職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道事業職員	運輸事 業職員	清掃事 業職員	船員	その他の 職員	合計	構成比
頭部	部	-	-	1	-	-	-	-	-	2	3	6.5%
頸部	部	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
胴体	部	1	-	-	1	-	-	-	-	1	3	6.5%
上肢	部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下肢	部	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.2%
複合部位	部	1	-	1	3	-	-	1	-	1	7	15.2%
疾病	部	2	3	3	3	-	-	-	-	13	24	52.2%
部位不明	部	1	-	-	1	-	-	1	-	4	7	15.2%
合計		6	3	6	8	-	-	2	-	21	46	100.0%

第11表 傷病発生場所別・傷病区分別公務上死亡者数

(人)

傷病区分	傷病発生場所	負傷	疾病	その他の死亡	合計	構成比
本庁		-	8	-	8	17.4%
出先機関・施設等		1	6	1	8	17.4%
道路(交差点を含む)		3	1	-	4	8.7%
自宅		-	7	1	8	17.4%
その他		6	11	1	18	39.1%
合計		10	33	3	46	100.0%

第 1 2 表 職員区分別・勤務態様別公務上死亡者数

(人)

勤務態様 職員区分	正規の 勤務時間 勤務中	時間外 勤務中	出張中	訓練・ 研修中	宿・日直 勤務中	通勤 途上	その他	合計
義務教育学校職員	2	1	1	-	-	1	1	6
義務教育学校職員以外の教育職員	1	-	-	-	-	-	2	3
警察職員	2	1	-	-	-	-	3	6
消防職員	2	-	-	-	3	-	3	8
電気・ガス・水道事業職員	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸事業職員	-	-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	-	-	1	-	-	-	1	2
船	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	6	-	2	-	-	-	13	21
合 計	13	2	4	-	3	1	23	46

第 1 3 表 事故の型別・起因物別公務上死亡者数

(人)

起因物 事故の型	動力機械			交通手段							注 射 針 等	装置等		仮 設 物 、 建 築 物 、 構 築 物 等	物質等			環境等							人 間	そ の 他 の 起 因 物	起 因 物 な し	合 計
	建 設 用 等 機 械	動 力 ク レ ー ン 機 械	そ の 他 の 動 力 機 械	乗 車	バ ス	鉄 道 車	バ イ ク 車	自 ラ ン ク 車	ト ラ ク タ ー	そ の 他 の 交 通 手 段		装 置 、 機 械 工 具 等	人 力 機 械		危 険 物 ・ 有 害 物 等	材 料	石 綿	地 山 ・ 岩 等	立 木 水 等	異 常 環 境 等	高 温 ・ 低 温 環 境 等	動 物	風 雪	そ の 他				
墜落・転落	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	5	
転倒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
激突	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
崩壊・倒壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
おぼれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
有害物等との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	4	
交通事故	-	-	-	1	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	8	17	29	
合計	-	-	-	1	-	-	-	-	2	1	-	-	1	-	-	1	4	-	-	1	-	4	-	2	10	18	46	

分類項目区分

1 職員区分別

分 類 項 目	説 明 等
義 務 教 育 学 校 職 員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の 教 育 職 員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員をいう。
警 察 職 員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）をいう。
消 防 職 員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員（水道事業には、簡易水道事業を含む。）をいう。
運 輸 事 業 職 員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清 掃 事 業 職 員	清掃事業に従事する職員をいう。
船 員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。
そ の 他 の 職 員	上記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

2 被災時の勤務態様別

分 類 項 目	説 明 等
正規の勤務時間の勤務中	変則勤務を常とする職員を含む。
時 間 外 勤 務 中	
出 張 中	公用外出を含む。
訓 練 ・ 研 修 中	
宿 ・ 日 直 勤 務 中	
通 勤 途 上	
そ の 他	勤務についていない場合等を含む。

3 事故の型別

分 類 項 目	説 明 等
墜 落 ・ 転 落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がぐずれ、動揺して墜落した場合も含む。車両系機械等とともに転落した場合も含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転 倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激 突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって停止物又は動いている物にあたった場合をいい、機械の部分、ドア、バックネットに人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛 来 ・ 落 下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器などの破裂によるものは破裂に分類する。
崩 壊 ・ 倒 壊	堆積した物（灰等を含む。）足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあった看板等が倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。

分 類 項 目	説 明 等
激 突 さ れ	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。構内等において自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等があたった場合を含む。交通事故は除く。
はさまれ・巻き込まれ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられ等をいう。構内等において自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含み、その他の交通事故は除く。
切 れ ・ こ す れ	こすられた場合、こすられた状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏 み 抜 き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落に分類する。
お ぼ れ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。 【高温の場合】火災、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱症等高温環境下にばく露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
有 害 物 等 と の 接 触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合をいう。有害物等には、病原菌・細菌を含まない（これらに感染・死亡した場合は「その他」に分類する。）。
感 電	帯電体にふれ又は放電により、人が衝撃を受けた場合をいう。
爆 発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破 裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火 災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交 通 事 故 （ 道 路 ）	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交 通 事 故 （ そ の 他 ）	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げてぎっくり腰となったような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等に起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
故 意 の 加 害 行 為	未必の故意による加害行為を含む。
汚 染 血 液 に よ る 事 故	針刺し事故等をいう。
そ の 他	上記のいずれにも分類されないものをいう。

- (注) 1 定義 事故の型とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象をいう。
- 2 分類方法 分類にあたっては、次の各号により適切なものを選択する。
- イ 起因となる物又は物質にどのように接触し又はばく露されたかを示すものを選択する。
- ロ 特掲事故（爆発、破裂、火災又は交通事故）、有害物等との接触、感電、故意の加害行為を最優先して選択し、その優先順は、故意の加害行為、爆発、破裂、汚染血液による事故、有害物等との接触、火災、交通事故の順とする。
- ハ 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の事故の型が競合する場合及び事故の型を決める判断に迷う場合には、次の順位により選択する。
- a 災害防止対策を考える場合での重要度による。
- b 発端となった現象による。
- c 分類番号の若い順による。

4 起因物別

大 分 類	中 分 類	説 明 等
動 力 機 械	建 設 用 等 機 械	①トラクター系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクターショベル等をいう。 ②ショベル系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシェル、ドラグライン等をいう。 ③くい打機及びくい抜機 移動式クレーンにくい打ち用及びくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。 ④その他 上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。
	動 力 ク レ ー ン 等	クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、リフト、揚貨装置（船舶）、ゴンドラ、機械集材装置、運材索道、ホイスト、モーターブロック、ウィンチ、ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリュウコンベア等をいう。
	そ の 他 の 動 力 機 械	①原動機 電動機、発電機、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。 ②動力伝導機構 回転軸、ベルト、プーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。 ③木材加工用機械 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルータ、木工スライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、チェーンソー、角のみ盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。 ④一般動力機械 旋盤、ボール盤、研削盤、パフ盤、プレス機械、シャー、鍛圧ハンマ、遠心機械、混合機、粉碎機、ロール機、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサー、スリッター、ポンプ、ブロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。
交 通 手 段	乗 用 車	
	バ ス	
	鉄 道 車 両	
	バ イ ク	原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
	自 転 車	
	ト ラ ッ ク 等	消防自動車、ごみ収集トラック、フォークリフト、トレーラ、ローリー、ミキサー車を含む。
	そ の 他 の 交 通 手 段	航空機、船舶を含む。
注射針等		

大 分 類	中 分 類	説 明 等
装 置 等	装 置 、 設 備	①圧力容器 ボイラー、加熱器、蒸煮器、スチームアキュムレータ、圧縮空気タンク、酸素ボンベ、熔解アセチレン容器等をいう。 ②化学設備 圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。 ③熔接装置 ガス熔接装置、アーク熔接装置、その他の熔接装置をいう。 ④炉釜等 煮沸槽、煮釜、乾燥設備等を含む。 ⑤電気設備 引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等、変電器、コンデンサー、開閉器具、照明設備、ハンドランプ等をいう。 ⑥その他の装置、設備 冷凍設備、集じん装置、槽、ガストープ等の什器等をいう。
	人 力 機 械 工 具 等	①人力クレーン等 ②人力運搬機 自転車、こね車、一輪車等をいう。 ③人力機械 手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。 ④手工具 ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、つるはし、手のこ、とび口等をいう。 ⑤はしご等 作業面としてのはしご、脚立、踏台等を含む。 ⑥玉掛用具 玉掛用ロープ、チェーン等をいう。 ⑦その他 ロープ、万力、パレット等をいう。
仮 設 物 、 建 築 物 、 構 築 物 等	仮設物、建築物、構築物等	①足場 ②支保工 ③階段、栈橋 ④開口部 主として作業面としての分類である。 ⑤屋根、はり、もや、けた、合掌 ⑥作業床、歩み板 ⑦通路 主として作業面としての分類である。 ⑧建築物 木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む。）、建造中の船舶等をいう。 ⑨構築物 えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ピン、ビット、溝等をいう。

大 分 類	中 分 類	説 明 等
物 質 等	危 険 物 ・ 有 害 物 等	①爆発性の物等 ②引火性の物 ③可燃性のガス ④有害物 ⑤放射線
	材 料	①金属材料 ②木材、竹材 ③石・砂・砂利 ④ガラス・陶磁器等
	荷	①荷姿のもの コンテナ、箱物、袋物、ドラム缶等特定の荷姿の物をいう。運搬のため束ねた物を含む。 ②機械装置 特定の荷姿の物を除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
	石 綿	
環 境 等	地 山 ・ 岩 石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは除く。
	立 木 等	伐倒木を含む。
	水	海、川、池等の水をいう。
	異 常 環 境 等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境、その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。
	高 温 ・ 低 温 環 境 等	高温又は低温の作業環境をいう。
	動 物	犬噛み等をいう。
	風 雪	雪上での滑り事故等をいう。
	そ の 他	上記に分類されない植物等をいう。
人 間		
その他	そ の 他 の 起 因 物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	起 因 物 な し	過労による循環器系疾患、その他の疾患の発症はここに分類する。

(注)

- 1 定義 起因物とは、災害をもたらすもととなった機械、装置、その他の物又は環境等をいう。
- 2 分類の方法 分類にあたっては、次の各号により適正なものを選択する。
 - イ 災害にあたっての主因であって、何らかの不安定な状態が存在するものを選択する。
 - ロ 災害の発生の主因が人のみにある場合には次の順により選択する。
 - a 操作又は取り扱いをした物（墜落等の場合は作業面）
 - b 加害物（災害をもたらした直接のもの、起因物と同一の場合が多いが異なることもある。）
 - c 起因物なし
 - ハ 特に説明で指示されている場合のほか、二種以上の起因物が競合している場合及び起因物を決める判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場からの重要度で決めるものとし、なお、判定しがたい場合には、分類番号の若い番号を優先する。
 - ニ 加害物が溶接装置の火災のように機械、装置等の通常運転時に発するもの及び被加工物のように機械、装置等の一部となって動くもの等の場合は、当該機械、装置等を選択する。
 - ホ 被災職員と相手方の両方が車両を利用しているときに発生した交通事故による被災の起因物は、過失割合の大きい側の利用していた車両とし、両者の過失割合及び負傷の程度がいずれも同じ場合は、相手方の利用していた車両とする。

5 災害発生場所別

大 分 類	中 分 類	説 明 等
勤 務 公 署	本 庁	地方自治法第4条に規定する事務所（都道府県庁、市役所、特別区の区役所、町村役場、警察本部、消防本部及び各種行政委員会事務局等を含む。）
	出 先 機 関 ・ 施 設 等	①行政機関等 ア 地方自治法第155条に規定する支庁、地方事務所、支所、出張所 イ 同法第156条に規定する保健所、警察署、労政事務所、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、蕨検定所、計量検定所等の行政機関 ウ 東京事務所、農林事務所、土木事務所、教育事務所、消防署等の出先機関並びに指定都市の区役所等 ②保育所 児童福祉法第39条に規定する保育所 ③社会福祉施設 社会福祉法第2条第2項に規定する施設 ④病院 診療所（医療法第1条の5第2項に規定するもの）を含む。 ⑤その他の施設 地方自治法第244条に規定する公の施設で上記①から④を除く施設及び試験研究機関等（学校、集会施設、ごみ・し尿処理施設、職業訓練施設、公園施設、図書館、体育館、公営企業、農林水産試験場、衛生研究所等）
道 路	交 差 点	
	そ の 他 の 道 路	
自 宅		
そ の 他		